

県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と 2025 年度以降の進め方（案）のパブコメへの意見書

その 1 糸長浩司 20250221

1. 「放射性物質汚染対処特措法」の省令改定案（以下、省令改定案）のパブコメ意見書のまとめがされず、国民からの多数の意見に対しての丁寧な回答もなく、かつ、国会や、国会内の環境委員会等での政治的討議も不十分なままの状況で、このような進め方についてのパブコメを行うこと自体、国民、国会を愚弄としていると言わざるを得ない。即刻、パブコメを撤回すべきである。

2. 進め方の P3 の文章は、正確ではないので修正すべきである。

「福島県においては、令和 3（2021）年度末には、帰還困難区域から発生するものを除き、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入が概ね完了しており、現在は帰還困難区域内に帰還意向のある住民が帰還できるよう、住民の帰還・居住を可能とする区域として、特定帰還居住区域を定め、令和 5（2023）年 12 月から区域の除染に着手している。」

とあるが、森林の除染はされないままであり、中間貯蔵施設にある量の数倍以上の汚染土壌が残存、放置されていることが完全に無視されている。いかにも、これで放射能汚染された土壌がなくなるかのような表現は、国民を騙すものである。森林に放射性物質が残存放置されている課題を明確に書くべきである。その上での除去土壌の県外最終処分であることを明記する必要がある。

3. 飯館村長泥地区における農地造成実証事業（環境再生事業）について

この実証事業に関しては下記の点に関して十分な資料と見解が提示されないままであり、実証事業として成功したという結論は誤謬である。

・一連の再生資材化及び埋立て等の作業における労働者の内部被ばくについてのデータは開示されていない。この点に関して環境省の担当者に国会議員を介して質問したが、業者に提出を求めているという回答であった。この回答の真意は分からないが、提出を求めているということは、内部被ばくのリスクを当初から心配していないことにもなり、非常に危険な態度と言わざるを得ない。再生利用にかかわった労働者の個別の内部被ばく実態の開示がないまま、外部被ばく量のみで被ばく労働の安全性を確定することはできない。関係労働者の内部被ばく実態を明示した上で、本実証事業による安全性を述べるべきである。

・本実証事業地の横には比曾川が流れている。実証地の比曾川に面して除去土壌を埋めた 2 m の擁壁が、河川沿いに数百 m にわたり立っている。長期的な維持管理のリスクを抱えている。果たして、このような簡易ともいえる擁壁による半永久的な除去土壌の埋立てモデルは、長期的に安全な実証事業といえるか疑問である。擁壁の所有者・管理者は誰なのか。それが環境省だとすると、擁壁の劣化による放射能暴露に関しての規制監督は誰が行うのかは不明なままである。現段階では環境省が担うと想定される。事業者と規制監督者が同一という矛盾をどう回避するのかも明確でない段階では、本実証事業は完了しておらず、従って、全国的な再生利用を普及させることは、法的にも大変不適當な状況にある。

4. 中間貯蔵施設内における道路盛土実証事業

・本実証事業の場所は中間貯蔵施設内であり、周囲には汚染された除染していない森林等もあり、空間線量率は高いと推定する。バックグラウンドが高い場所での実証事業で空間線量率が高くならなかつ

たということ自体、非科学的である。

・長泥と同様であるが、一連の実証事業に關与した労働者の内部被ばくに関するデータを提示して、この作業に伴う内部被ばくりスクを提示すべきである。その提示がないこと自体が、本実証事業の非科学性を示すものである。

意見書その2 糸長浩司 20250223

1. 戦略検討会及びワーキンググループの専門家の偏重

「復興再生利用の基準及びガイドラインの検討」に際して、上記の組織を設置しているが、その構成員は限定され、除去土壌の取り扱いに厳しい視点をもつ専門家は入っていない。推進を前提とした専門家のみであり、被災地の住民及び国民の幅広い意見を取り入れるためにも、環境省が進める除去土壌の取り扱いに関して批判的、慎重な専門家を入れるべきである。かつ、社会的合意が必要なテーマであると環境省も主張するのであるから、哲学・倫理学、心理学、社会学等の社会科学・人文科学分野の専門家、都市計画・農村計画分野の土地利用計画・規制分野の専門家も入れて幅広く討議すべきである。そのような学問的にも幅広い叡智を集めた上での戦略検討会・ワーキンググループを再編成して再検討をすべきである。現段階での組織メンバー全員がこの問題に関して長期的な責任をとることが可能か、その意志があるかも疑問である。

2. 「最終処分」の法的根拠が希薄である。

県外最終処分の量を減量するために、再生利用が必要であり、8000 Bq/kg 以下は、福島県内、中間貯蔵施設内も含めて全国区域で実施するというストーリーが先の省令改定で描かれていることは明確である。最近の新聞報道では双葉町長が町内での再生利用を公共事業で行うような主旨の発言をしている。このような状況は国民、福島県民に混乱をもたらしている。中間貯蔵施設に係る地権者等の心配も増大すると予想される。このような事態に至っている理由は、放射性物質汚染対処特措法及び省令において、最終処分の定義がなく、最終処分の曖昧な定義が「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成 15 年法律第 44 号）」で規定されているだけである。先の省令改定案においても、最終処分に関しての定義もなく、その言葉も見当たらない。このような曖昧なままでの、最終処分に関しての施策に関して、国民に意見を求める事自体、国民を愚弄としている。最終処分が処分の中に含まれるのであれば、そのことを放射性物質汚染対処特措法及び省令で、その旨を明記すべきである。以上の点が曖昧なまま、戦略会議やWGが実施されていること自体矛盾した行政施策である。

意見書その3 糸長浩司 20250224

1. P10 の図の説明が不足している。

- ・ 図の詳細な説明がなく理解が十分にできない。
- ・ 除去土壌から廃棄物に扱いが変化するの、熱処理をした後かどうかの明記がない。
- ・ 処分場の形式の3タイプとシナリオの4タイプの整合が不明確である。
- ・ 放射能濃度（土壌由来）の意味が不明確である。
- ・ 処理場で除去土壌の処理方法として遮水シートが設置されていない理由として、溶出試験で判定と思われるが、その判定方法に関して十分な説明がされていない。先の省令改定での提示されている試験

方法が適切かの判断はまだ不十分であると考え。リスクを考えると埋立て処分に関しては、**全て遮水シートを設置する方法が適切**と考える。

- ・この図に関係する一連の事に関して、**先の省令改定でどこまで、58条で触れているのか不明**である。省令との関係で丁寧にこの図を説明すべきである。
- ・シナリオ4での除去土壌が全て廃棄物になり、その濃度については数千万ベクレル/kg以上との明記であるが、**最高値としてどの程度の濃縮を目指しているのか**。また、この濃度は、**高濃度放射性廃棄物の濃度との関係はどうであり、かつ、その処理方法（地層処分）との関係はどうであるか**を説明する必要がある。除去土壌の県外最終処分と、高濃度放射性廃棄物の最終処分との関係を明確にしてほしい。

2. 最終処分での作業員及び周辺住民の内部被ばくリスクへの言及がない。

- ・p10の「7)放射線安全評価による各シナリオの安全性の確認 除去土壌等の最終処分についての放射線防護の観点での成立性を確認するため、最終処分シナリオごとに想定する**最終処分場の周辺居住者の追加被ばく線量（外部被ばく）**の評価を行い、年間1mシーベルト以下となることを確認した。」とあるが、その後の文中では、「**(成人・子供)の外部・内部被ばく**」を評価するとある。内部被ばくに関しても評価していることになるが、その理解で良いのか。
- ・内部被ばくの評価もするというのであれば、今までの一連の減容化作業による**作業員の内部被ばく**に関してのデータを開示してもその安全性を提示すべきである。
- ・p10で「通常時と事故時を想定し、」とあるが、**事故時の想定内容が不明確**である。地震、津波、土砂崩壊、陥没、テロ等を含めてどのような事故を想定したのか、明記して欲しい。その際の危険度の確率等についても提示すべきである。**最終処分や、再生利用を受け入れる便益と損失**に関して、丁寧に説明すべきである。
- ・上記の点は、受け入れ側の地域住民に対する重要な説明内容となるはずであるが、この点についての方針が明記されていない。

3. 地域との合意形成について

- ・p10の「9)地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方に関する検討」であるが、**現在の地域WGのメンバーでは、難しい課題に関しての地域合意をどうはかるべきかについての専門家が乏しい**と思われる。**市民を交えた合意形成の在り方について真摯に検討**すべきである。長期的な危険物を地域がどういう理由で、どういうメリットがあるのかも含めた合意形成の取り方についての検討がされているようには思われない。**地域の政治家、首長と議会だけの政治的な合意形成で良しとするのかも不明**である。**避難指示解除と同じような政治的手法を考えているのかも不明**である。もっと市民を入れた討議をすべきである。
- ・この点は最近の新聞報道でもあるような**双葉町長の再生利用を公共施設事業として受け入れるような政治的、トップダウン的な発言もあり、市民抜きでの政府と受け入れ自治体との合意形成を地域との合意形成とするような雰囲気**も感じられる。
- ・合意形成をどう図るかに関しては、**新たな法制度も含めた検討を早急に**すべきであるが、そのような意見が地域WG、戦略会議で出ているのか。出ているのであれば開示してほしい。

その4 糸長浩司 0224

1. 森林に残存する膨大な放射性セシウムに対する措置が法的に不明確なままでは、「放射性物質汚染対処特措法に基づく様々な措置を終了できるか」(p11)という基本的な問に回答できない。
- ・ 県外最終処分量を最小化するために、減容技術開発に膨大な国費を投入してきたが、一方で、膨大な放射性セシウムが除染できない森林部に大量に残存している。この深刻な状態にどう対処するのか、どう措置するのが不明瞭なままで、「放射性物質汚染対処特措法」による措置を終了できないといえる。この視点での技術開発がどうして真剣になされないのか疑問である。
 - ・ 膨大な森林に残存する放射性セシウムは、そのまま放置しておくという前提で、環境省は一連の戦略会議やWGを進めてきたのかを国民に明確に回答すべきである。また、戦略会議や各種WGでこの点は真剣に討議されてきたのか。もし、討議されてきたのであればその内容を開示すべきである。
 - ・ 残存する森林での大量な放射性セシウムの除去についての技術的開発についての検討はしているのかを明確に回答すべきである。もし、検討していないのであれば、森林を汚染している放射性物質はそのまま放置して最終処分にする意向があるのかも明確にすべきである。

その5 糸長浩司 0227

1. 最終処分の法的整合性について

- ・ 放射性物質の最終処分に関する法律は、現段階では、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(最終処分法)があるが、この法律は2000年に制定されているが、2011年の発災後に改定されていないと思われる。最終処分法は、法の目的では、「発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等を行った後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分」としている。事故による放出された放射性物質については触れられていない。放射性物質汚染対処特措法との関係を明確にすべきである。現在環境省が使用している最終処分という言葉は、この最終処分法との関係が不明確であり、この点を明確にすることが求められている。
- ・ 最終処分の法的定義が不明確なまま、県外最終処分に関する検討を戦略会議でどうしているのかも明確にしてほしい。